

災害用携帯トイレ配布・備蓄啓発事業業務委託

プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

災害時には、断水や排水設備の損傷等でトイレが使用できなくなり、衛生環境の悪化や深刻な健康被害を引き起こす恐れがあり、トイレ対策は喫緊の課題となっている。また、首都直下地震や大規模水害などの災害時には、自宅が安全であれば「在宅避難」が推奨される。発災直後には、自助・共助の考え方に基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できれば自宅にとどまることが望ましい。

在宅避難は、プライバシーの確保や精神的な安定の面でも有効であり、特に高齢者や子育て世帯にとって重要な選択肢となる。また、集合住宅が多い本区においては、災害時の在宅避難におけるトイレ環境の整備が重要である。

本事業では、3種類の携帯トイレと災害時のトイレ対策に関するガイドブックを配布し、「まず使ってみる」機会を提供することで、各家庭に適した携帯トイレの備蓄を促進する。これにより、区民の防災意識と在宅避難への備えを促進し、地域の防災力向上を図る。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 業務名 | 災害用携帯トイレ配布・備蓄啓発事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託上限額 | 1,558,269,000円（税込） |
| (4) 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月31日 |

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統

制下にある法人ではないこと。

- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。）。
- (6) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日以降）に、東京 23 区又は、首都圏（千葉県、埼玉県、神奈川県）の自治体における 1 万人以上を対象とした、物品調達及び配布事業の受注実績を有すること。
- (7) 公的な認定機関により認定された管理システム（ISO 27000 シリーズまたはプライバシーマーク等）を取得していること。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 8 年 2 月 3 日（火）～令和 8 年 3 月 3 日（火）
- (2) 質問受付期間
令和 8 年 2 月 3 日（火）～令和 8 年 2 月 17 日（火）
- (3) 質問回答期限
令和 8 年 2 月 24 日（火）
- (4) 参加表明書の提出期限
令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時必着
- (5) 企画提案書等の提出期限
令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時必着
- (6) 第 1 次審査結果通知日
令和 8 年 3 月 13 日（金）
- (7) 第 2 次審査
令和 8 年 3 月 24 日（火）
- (8) 最終選定結果通知
令和 8 年 3 月 27 日（金）

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間 : 令和 8 年 2 月 3 日（火）～令和 8 年 3 月 3 日（火）
 - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ア 質問受付期間 : 令和8年2月3日(火)
～令和8年2月17日(火) 午後5時必着
- イ 質問方法 : 電子メールにより、「13.担当」に記載の担当部署まで提出すること。
- ウ 回答期限 : 令和8年2月24日(火)
- エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載する。
質問者に対する個別の回答は行わない。

(3) 参加表明書、企画提案書ほか提出書類の提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 : 令和8年3月3日(火) 午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送
※提出先は「13.担当」に記載の担当部署まで

6. 提出書類

(1) 参加表明書【様式1】 1部

(2) 企画提案書 正本1部 副本7部

提案内容には以下の項目を必ず盛り込むこと。

- ・本業務の実施体制について(このほか、区内事業者を活用する場合は、その内容及び活用にあたっての考え方)
- ・業務スケジュールの作成について(携帯トイレの調達業務、トイレガイドブックの制作業務、配達業務、コールセンター業務等)
- ・選定予定携帯トイレ一覧
- ・選定予定携帯トイレの性能が日本トイレ研究所の「携帯トイレに関する規格 Ver1.0」と同等以上の水準であることを証明する試験データ等の根拠資料
- ・3種類の携帯トイレ使用方法の説明書案
- ・トイレガイドブックの作成案(概要程度で可)

(3) 価格提案書(見積書) 1部

(4) 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し(裏面印鑑証明部分を含む)

(5) 会社概要 1部

(6) 業務実績書【様式2】 1部

(7) 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類 1部

(8) ISO27000シリーズまたはプライバシーマーク等の証明書の写し 1部

※ 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

7. 提出書類作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (5) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (6) 参加表明書は区指定の様式【様式1】を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- (7) 企画提案書はA4サイズ任意様式（ページ数は問わない）で作成すること。
- (8) 価格提案書（見積書）はA4サイズ1ページで作成すること。
- (9) 業務実績書は区指定の様式【様式2】で作成し、本業務と同種・類似業務の実績について受注先の自治体名、契約件名（業務内容）、契約期間、契約金額をわかりやすく明記すること。
- (10) 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類は、【様式2】に記載の過去10年間（平成28年4月1日以降）に、東京23区又は、首都圏（千葉県、埼玉県、神奈川県）の自治体における1万人以上を対象とした、物品調達及び配布事業の受注実績を証明する書類とする。（契約書の表紙の写し等）

8. 評価方法

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。
- (3) 第1次審査（書類審査）
提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者程度を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和8年3月13日（金）までに全ての参加者に電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

（4）第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり45分（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は5名までとする。

プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル（タイプA））は区で用意する。

（5）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（3）（4）の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計点が評価基準の配点の6割（1250点中750点）に満たない場合は、候補者として選定しない。

（6）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

第2次審査の結果は、令和8年3月27日（金）までに第2次審査の参加者に電子メール及び書面により通知する。

10. 契約手続

- (1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ア (1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和8年度第1回区議会定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。
- (9) 区外事業者については、事業の品質及び実効性を確保することを前提に、区内事業者の活用等を通じた地域経済の活性化にも配慮するものとする。

13. 担当

江東区総務部危機管理室防災計画課防災計画係

電話：03-3647-9584

FAX：03-3647-8440

メール：bosai@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28（防災センター4階）

以上